

訪問型サービスA事業所あいとぴあ運営規程

平成27年3月20日

規程第4号

改正 平成29年3月22日規程第6号
平成31年3月19日規程第6号
令和6年5月20日規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人狛江市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が開設する狛江市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「狛江市総合事業」という。）における市基準訪問型サービス（以下「訪問型サービスA」という。）事業所あいとぴあ（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が要支援状態にある高齢者又は狛江市総合事業における事業対象者（以下「利用者」という。）に対し適正な訪問型サービスAを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、利用者の身体的、精神的及び社会的状況を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう訪問型サービスA個別サービス計画（以下「計画書」という。）を作成し、効果的かつ効率的な支援を行うものとする。

2 協議会は支援の実施にあたり、関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療、福祉サービス提供機関及び住民組織等との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 あいとぴあ

(2) 所在地 東京都狛江市元和泉二丁目35番1号 あいとぴあセンター内

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者の管理及び事業の管理を一元的に行う。

(2) 訪問事業責任者 1名以上

訪問事業責任者は、事業所に対する支援の利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導及び計画書の作成等を行うとともに、自らも支援の提供にあたる。

(3) 訪問介護員等 1名以上(訪問事業責任者を含む。)

訪問介護員等は訪問型サービスAの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、第3号に定める休日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 休日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から同月31日まで並びに1月2日及び同月3日まで。以下同じ。)とする。

(支援の提供時間等)

第6条 支援の提供時間、内容及び提供方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 支援の提供時間 月曜日から金曜日までの午前8時から午後6時までとする。ただし、祝日及び年末年始は休日とする。

(2) 支援の内容は、次のとおりとする。

生活援助(家事援助)

(3) 支援の提供方法 滞在型とする。

(支援の利用料等)

第7条 支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該支援が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、協議会が所有する自動車を使用した場合は、次の各号に定める額を徴収する。

(1) 往復の走行距離10キロメートル未満200円

(2) 往復の走行距離10キロメートル以上

前号の額に1キロメートルあたり20円を加算した額

(3) 駐車場使用料 実費

3 協議会は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者及びその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受け取るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、狛江市の区域とする。

(緊急時等における対応)

第9条 従業者は、同居者のいない環境の中で支援を提供している際に、利用者の身体状況の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡するほか、事業所があらかじめ利用者及びその家族から指示された方法等により措置した後、直ちに管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する会議体を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、職務中に、当該事業所の従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを狛江市に通報するものとする。

(苦情・ハラスメント対応)

第11条 事業所は、提供した支援に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理対策)

第12条 事業所は、利用者の居宅、その他利用する設備について、手洗い、うがい、消毒等の日常的な励行、健康診断及び研修等により、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画)

第13条 事業所は感染症や災害の発生時において、訪問型サービスAの業務を実施、再開するための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な処置を講じるものとする。

(1) 感染症発生時における業務継続計画

- ア 平常時からの備え
- イ 初動対応
- ウ 感染拡大防止体制の確立

(2) 災害時における業務継続計画

- ア 平常時の対応
- イ 緊急時の対応
- ウ 他施設及び地域との連携

(研修)

第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、次の各号に定める研修の機会を設けるとともに、業務体制の整備に努めるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1月以内に実施する。
- (2) 継続研修 必要な都度実施する。
- (3) その他職務に必要と認められるもの。

(守秘義務)

第15条 従業者は、利用者及びその家族等に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 個人情報の取扱いについては、協議会の定める個人情報保護に関する方針を遵

守しなければならない。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

付 則

この規程は、議決の日から施行する。

付 則 (平成29年3月22日規程第6号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年3月19日規程第6号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する

付 則 (令和6年5月20日規程第13号)

この規程は、議決の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。